

令和 7 年 古殿町農業委員会 4 月定例委員会

1 開催日時 令和 7 年 4 月 15 日 (火) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (9 人)

会長 農業委員 8 番 水野和徳

委員 農業委員 1 番 中瀬信治

農業委員 2 番 石井利行

農業委員 3 番 遠藤光一

農業委員 4 番 我妻弘道

農業委員 5 番 荒川一寿

農業委員 6 番 水野幸栄

農業委員 7 番 根本明

推進委員 1 番 我妻由美子

推進委員 2 番 大楽良文

推進委員 3 番 吉田真健

推進委員 4 番 矢吹三智也

推進委員 5 番 遠藤一

推進委員 6 番 水野辰芳

推進委員 7 番 水野光樹

推進委員 10 番 岡部雄一

4 欠席委員 (2 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

第 4 議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号第 3 項に基づく農用地利
集積等促進計画 (案) の諮問に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主事 根本 洋樹

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 4 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

- 議長(会長) 『 会長あいさつ 』
- 議長(会長) 出席委員は8名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
本日、推進委員5番 遠藤一委員
推進委員8番 小平美香委員
推進委員9番 瀬谷國彦委員
より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
- 議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員4番 我妻弘道委員 、及び
農業委員7番 根本明委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の根本主事を指名します。
- 議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。
- 議長(会長) 日程第 2 議案第 10 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 ～ 2 番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の農地法第3条の許可申請は、 2 件でございます。
- 【議案第 10 号 1～2 番 朗読後、説明】
- 受付番号 1番～2番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
- 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
- 議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 番
- 番委員 先日、譲受人の さんとお話をさせていただきました。譲渡人は東京都に在住のため管理が難しく、以前より草刈りについては さんのご主人が行っていたため、今回の譲渡にいたしました。以上です。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務

局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

続いて事務局説明 2 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 番

○ 番委員

4月13日に私と農業委員の さんと譲受人の さんと聞き取りを行いました。譲渡人の さんは郡山在住であり、 さんは兄弟の関係であります。もともとその土地は さんが借りてトマトの栽培を行っておりましたので今回の譲渡にいたしました。以上です。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 2 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

日程第 3 議案第 11 号
農地法第 5 条の規定による許可申請についてを
議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

今月の農地法第5条の許可申請は 2 件でございます。

【議案第 11 号 1～2 番朗読後、説明】

○議長(会長)

ただいまの 1 番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。 番

- 番委員 本日、私と農業委員の さん、農業委員会の根本主事と3名で事務局から提出された申請資料をもとに現地の確認をしてまいりました。航空写真を見てみますとここは国道349号線の鮫川村と鎌田の境目にあり、地目は田となっているが現況はトウモロコシが栽培された形跡がありましたので畑と思われます。傾斜についてはかなりあり、水が溜まる心配はないと思われます。利用に際しましてはここに鉄板を敷いて利用し、終わった後も速やかに撤去をするそうなので復元についても問題はないと判断します。以上です。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第2種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 〈 質疑なし 〉
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なし 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての1番は、原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 続いて2番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。
番
- 番委員 報告します。譲受人と譲渡人については親子関係にあります。材木置き場が不足しているということで、当該地を利用していましたが地目は原野と認識しており農地転用の手続きを踏まないまま利用していたので、今回の申請に至ったとのことです。今後、アスファルト舗装を施し水を側面に流出させるようにするため新たな給排水処理は必要なく周辺の排水施設などに影響はないと思われます。また、材木施設のため周辺の農地にも問題はないと考えます。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第2種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務

局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質 疑 〉

- 番委員 農地転用の際は、例えば住宅の基礎をすでに作っていた場合許可を受ける前に一旦撤去するよう指導があったかと思うがこの場合はまだ舗装する前なので今までとおり使用し続けても良いということか。
- 議長(会長) 確かに他市町村の例で太陽光の敷地や住宅の骨組みが既に組まれており、追認案件として申請が出されている事案があった。その際は原状回復の指示が出されている。今回は舗装については許可後に施行するとのことなので最終的に判断は委員の皆様へ委ねたい。
- 番委員 今日の現地確認の際に顛末書が出されているとのことだったので事務局より読み上げてもらいたい。

○事務局 根本 【 顛末書を読み上げ 】

○議長(会長) このように顛末書を出している本人も反省しているので、ここはひとつ委員の皆さまの判断はいかがでしょうか。

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 2 番は、原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 4 議案第 12 号
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。
- 事務局長 古殿町長より農用地利用集積等促進計画の意見を求められています。

【議案書にもとづいて、内容を説明】

以上の計画要請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

○議長(会長) 本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈異議なし〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 12 号
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積
等促進計画(案)の諮問に対する意見決定については原案のとおり答申すること
に決定いたしました。

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
4 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会

長

水野和彦

会議録署名人

我妻弘道

会議録署名人

根本 明